

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 事業の目的と運営方針

- ① 要介護状態になられた場合、利用者が可能な限りご自宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるようサービスの提供を行います。
- ② 利用者の心身の状況や生活される環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な医療・福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮致します。
- ③ 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って利用されるサービス等が特定の種類やサービス事業所に偏る事がないよう、複数の事業所の紹介を行い、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明する等、公正中立に努めます。
- ④ 事業の運営にあたり、保険者・地域包括支援センター・医療機関・他の指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。

## 2 当事業所が提供するサービスの相談窓口及び相談体制

電話番号	0986-64-3641
FAX番号	0986-64-3901
窓口担当者	当事業所介護支援専門員

## 3 あさぎり園居宅介護支援センターの概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人あさぎり福祉会 あさぎり園居宅介護支援センター
所在地	宮崎県都城市山田町中霧島2546番地6
介護保険指定番号	居宅介護支援事業(4571700097)
サービスを提供する地域	都城市 北諸県郡三股町

### (2) 当事業所の職員体制

管理者	常勤	1名	事業所管理業務・居宅介護支援業務
主任介護支援専門員	常勤	1名	管理者と兼務
介護支援専門員	常勤	1名	居宅介護支援業務(主任介護支援専門員有資格者)

### (3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時15分
土・日・祭日	休業

- ・年末年始(12月29日から1月3日)は休業いたします。
- ・ただし、緊急時にはいつでも対応いたします。
- ・緊急時連絡先 64-3621 (特別養護老人ホームあさぎり園)

## 4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- (1) 利用については、要介護認定を受けられた方がご利用になれます。
- (2) 利用申込時は、当事業所の職員が御自宅に出向き、契約者(以下、利用者)並びにその家族に対して居宅介護支援の内容を説明致します。
- (3) 重要事項説明書・契約書の内容に承諾されますと利用者及び家族の希望や生活状況を踏ま

えた居宅サービス計画を作成致します。

- (4) 当事業所に居宅サービス計画の作成を依頼される場合は、市町村に対して居宅サービス計画作成依頼書を提出することになります。具体的な手続きについては、当事業所職員にご相談下さい。
- (5) 居宅介護支援の内容については、以下の通りです。
- ①利用者が、出来る限り自宅で生活できるよう心身の状況等を勘案し、サービス事業所の種類及び内容・担当者等を定めた居宅サービス計画原案を作成致します。
  - ②居宅サービス計画原案内容を基に、サービス事業者を招集したサービス担当者会議を開催し、提供する具体的なサービス内容等の確認を行います。居宅サービス計画書内容について了承頂いた後に、サービス提供となります。
- (6) サービス提供開始後についても毎月ご自宅を訪問し、サービスの利用状況やその後の生活について確認を行います。また、利用者の心身の状況や生活環境の変化に応じ、再度介護計画書原案を作成し、サービス担当者会議やサービス事業者等との連絡調整を継続して行います。
- (7) 担当職員は医療サービスとの連携を行い、常に利用者の要介護状態の軽減や、悪化の防止に努めます。

## 5 居宅介護支援の費用について

介護保険法に基づき、利用されるサービスについては所得に応じて一定の利用者負担が定められています。

居宅介護支援の費用は下記の通りとなっておりますが、現在の介護保険法令において居宅介護支援費は利用者負担なしとなっております。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。この証明書を後日市町村の窓口提出されますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費 I	10,860 円/月 (要介護1・2)	14,110 円/月 (要介護3・4・5)
-----------	---------------------	-----------------------

※上記利用料金の他、利用者の状況において下記加算料金が加算される場合があります。

### (1) 加算料金

#### ◇初回加算 3,000 円/月

・新規に居宅サービスを作成する利用者に対し居宅介護支援サービスを行った場合か、要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し、居宅介護支援サービスを行った場合に算定します。

#### ◇入院時情報連携加算 (I) 2,500 円/月

・利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合加算します。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

#### ◇入院時情報連携加算 (II) 2,000 円/月

・利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合加算します。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

#### ◇緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円/回

・病院または診療所の求めにより、医師または看護師などと一緒に利用者宅を訪問しカンファレンスを開催、サービス利用に関する調整を行った場合に算定します。1ヶ月に2回まで

算定できます。

#### ◇退院・退所加算

○カンファレンス参加 無し 連携1回 4,500円、連携2回 6,000円

○カンファレンス参加 有り 連携1回 6,000円、連携2回 7,500円、連携3回 9,000円

・医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、その病院や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に1回を限度として所定単位数を加算します。ただし、連携3回を算定できるのはそのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限ります。

・退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が退院時カンファレンスに参加するものとします。

#### ◇通院時情報連携加算 500円/月

・利用者1人につき、1月1回の算定を限度とします。

・利用者が病院又は診療所において医師又歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身状況や生活環境等、当該利用者に係る必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合算定します。

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、担当職員が訪問させて頂くための交通費が必要となります。

### (3) 契約の解約及び終了

契約の解約及び終了につきましては、別紙（当事業所の居宅介護支援契約書）をご覧ください。

## 6 複数の居宅サービス事業所の紹介

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。

・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

## 7 指定サービス事業者の占める割合の説明

事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、次の通りです。

前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）。

【令和5年9月～令和6年2月】

訪問介護 (17.9%)	株式会社 フォーハート (39.3%)	社会福祉法人 恵愛会 (21.4%)	社会福祉法人 まりあ (19.6%)
通所介護 (68.6%)	社会福祉法人 あさぎり福祉会 (32.2%)	有限会社 向日葵 (10.7%)	株式会社 フォーハート (10.3%)
地域密着型通所介護 (8.3%)	合同会社 穂香 (50%)	合同会社 円卓 (46.2%)	合同会社 ワンライフサポート (3.8%)
福祉用具貸与 (77.6%)	株式会社 カクイックス・ウィング (24.4%)	株式会社 ライフサポート宮崎 (24%)	株式会社 宮崎ヒューマンサービス (23.1%)

8 苦情窓口について

居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者 椎屋 純 電話番号 0986-64-3641（専用） 0986-64-3621（あさぎり園）

☆ 行政苦情処理機関

宮崎県国民健康保険団体連合会	介護サービス相談係	0985-35-5301
都城市役所	介護保険課	0986-23-2114
山之口総合支所	市民生活課	0986-57-3111
高城総合支所	市民生活課	0986-58-2311
山田総合支所	市民生活課	0986-64-1114
高崎総合支所	市民生活課	0986-62-1111
三股町役場	福祉課	0986-52-1111

9 秘密保持

当事業所の職員は、正当な理由のない限り業務上知り得たお客様及びご家族の個人情報を漏らしません。ただし、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するため実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整などにおいて必要な場合は、必要最小限の範囲で使用場合があります。別紙（個人情報の使用に係わる同意書）をご覧ください。

10 事故発生時の対応

事故発生時には当事業所の職員及びあさぎり園の全職員でその責務を遂行すべく努力します。

11 平時からの医療機関との連携促進

入院時には、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ提供をお願いします。

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとなっており、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

訪問介護事業所等から利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマ

ネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## 12 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、研修の実施等担当者を定め取り組みます。

## 13 身体的拘束などの適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 14 権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策の為の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 15 感染症の予防及びまん延防止の為の措置

感染症の発生や拡大を防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等の必要な措置を講じます。

## 16 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、計画等の策定、研修の実施や訓練の実施等に取り組みます。

## 17 当法人の概要

法人名称	社会福祉法人 あさぎり福祉会
代表者役職・氏名	理事長 矢吉 照美
所在地	宮崎県都城市山田町中霧島 2546 番地 6
電話番号	0986-64-3621

定款の目的に定めた事業

- ・ 特別養護老人ホームあさぎり園（介護老人福祉施設事業所）
- ・ あさぎり園短期入所生活介護（短期入所生活介護）
- ・ あさぎり園デイサービスセンター（通所介護事業所）
- ・ あさぎり園居宅介護支援センター（居宅介護支援事業所）
- ・ グループホーム 朝霧（認知症対応型共同生活介護事業所）
- ・ グループホーム 朝霧 2 号館（認知症対応型共同生活介護事業所）

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者所在地 宮崎県都城市山田町中霧島 2546 番地 6  
名 称 社会福祉法人 あさぎり福祉会  
あさぎり園 居宅介護支援センター  
管理者 椎 屋 純

説明者 所属 あさぎり園居宅介護支援センター

氏名

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

(続柄)